

「学校いじめ防止基本方針」

愛南町立東海小学校

平成26年2月策定(平成29年11月改訂)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。（「いじめ防止対策推進法 第2条」）

また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど柔軟な対処も大切になる。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ対策組織へ情報提供することは必要となる。

2 基本姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめは、「どの学校・学級でも起こりうる問題である」という基本認識に立つとともに、とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するケースが多く、繰り返されたり集中的に行われたりすることにより重大な危険を生じる場合がある。以上のことを踏まえた上で、全ての児童が「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるよう、地域、家庭と一体となった取組を推進することが大切となる。

3 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。（「いじめ防止対策推進法 第4条」）

4 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めなくてはならない。その場合、教職員が個人でいじめを抱え込むのではなく、組織として一貫した対応が大切になる。

II いじめの防止等のための対策の基本となる事項

1 基本施策

(1) 学校におけるいじめの防止

ア 重点目標の一つに「ならぬものはならぬ」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに学校全体で取り組む。

- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者及び学校運営協議会委員並びに地域住民その他関係機関との連携を図り、いじめ防止に努力しようとする児童の活動に対する支援を行う。
- エ 分かる授業づくりを行い、確かな学力の定着・向上に努める。児童に学習意欲と自己有用感を持たせ、自信をつけさせる。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- (ア) 児童対象いじめアンケート調査（7月、12月、2月）
- (イ) 保護者対象アンケート調査 年2回（7月、11月）
- (ウ) 全教職員による教育相談 毎月1回

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう学級担任を中心とした相談窓口の体制の周知徹底を図る。

ウ いじめの防止等のための研修を年間計画に位置づけ、いじめの防止等に関する職員の資質能力の向上を図る。

(3) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者に対して、インターネット情報は多くのメリットと同時に流通性・匿名性等大きな危険性を含んでいることを知らせ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、情報モラル研修会等を行う。特に高学年児童については、学級活動や社会科等の教科学習、総合的な学習の時間等を通して、計画的にインターネットモラルについて理解させるよう努める。

2 いじめ防止等に関する具体的方策

(1) いじめの防止等を目指し、全職員で構成する「児童を見つめる会」を実施する。

ア 活動内容

- (ア) いじめの早期発見に関すること。
- (イ) いじめ防止に関すること。
- (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。
- (エ) その他、児童理解を深めること。

イ 開催

月1回の定例会とするが、いじめ事案発生時及び発生が疑われる場合は緊急開催とする。

(2) いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。また、事実確認により判明したいじめに関する情報を適切に提供する。その状況等については、速やかに教育委員会へ報告する。

ウ スクールカウンセラーや子ども支援センター(スクールソーシャルワーカー)を積極的に活用する。

(3) 重大事案への対処

ア 重大事案とは

- (ア) いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (イ) いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

イ 調査組織「東海小学校いじめ調査委員会」

(ア) 構成員

全教職員

(イ) 対応

- ・ 事態の発生を、愛南町教育委員会に速やかに報告する。
- ・ 教育委員会の判断と指示により、対応する。
- ・ いじめの内容等によっては、警察署等の関係機関と連携して対処する。
- ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなど、事実関係を明確にする。
- ・ 事実関係について、愛南町教育委員会へ報告する。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を踏まえて、児童の指導、教職員の研修、校内体制の見直しなど適切な措置をとり、再発防止に努める。

3 学校評価における留意事項

ア いじめを隠さず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価の項目にいじめに関する内容を入れる。定期的に評価するとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ 学校評価結果は、文書やホームページで公表する。